議案第９４号

霧島市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和８年１１月２４日提出
霧島市長　中　重　　真　一

霧島市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市民会館の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第190号）の一部を次のように改正する。

附則第４項中「令和５年４月１日から令和９年３月31日」を「令和９年４月１日から令和13年３月31日」に改め、同項の表中

「

8,610円	11,480円	11,480円	22,960円	25,830円	37,310円
17,220円	22,960円	22,960円	45,920円	51,660円	74,620円
21,530円	28,700円	28,700円	57,400円	64,580円	93,280円

」を

「

10,320円	13,760円	13,760円	27,520円	30,960円	44,720円
20,640円	27,520円	27,520円	55,040円	61,920円	89,440円
25,800円	34,400円	34,400円	68,800円	77,400円	111,800円

」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第６条関係）

区分			９時～12時	13時～17時	18時～22時	９時～17時	13時～22時	９時～22時
基	ホ	入場料を徴収し	12,360円	16,480円	16,480円	32,960円	37,080円	53,560円

本使用料	ホール	ない場合						
		入場料を徴収する場合（最高額が 1,000 円以下）	24,720 円	32,960 円	32,960 円	65,920 円	74,160 円	107,120 円
		入場料を徴収する場合（最高額が 1,001 円以上）	30,900 円	41,200 円	41,200 円	82,400 円	92,700 円	133,900 円
	ロビー		2,150 円 （ホールの使用者が同時にロビーを使用して物品等の展示販売等の営利行為を行う場合に限る。）					
	楽屋１		840 円	1,120 円	1,120 円	2,240 円	2,520 円	3,640 円
	楽屋２		840 円	1,120 円	1,120 円	2,240 円	2,520 円	3,640 円
	楽屋３		720 円	960 円	960 円	1,920 円	2,160 円	3,120 円
	楽屋４（小会議室）		660 円	880 円	880 円	1,760 円	1,980 円	2,860 円
	楽屋５（小会議室）		660 円	880 円	880 円	1,760 円	1,980 円	2,860 円
	楽屋６（小会議室）		660 円	880 円	880 円	1,760 円	1,980 円	2,860 円
	楽屋７（小会議室）		660 円	880 円	880 円	1,760 円	1,980 円	2,860 円
	楽屋８（小会議室）		660 円	880 円	880 円	1,760 円	1,980 円	2,860 円
	楽屋９（小会議室）		660 円	880 円	880 円	1,760 円	1,980 円	2,860 円
	リハーサル室（小）		1,110 円	1,480 円	1,480 円	2,960 円	3,330 円	4,810 円
	リハーサル室（中）		1,350 円	1,800 円	1,800 円	3,600 円	4,050 円	5,850 円
	リハーサル室（大）		1,800 円	2,400 円	2,400 円	4,800 円	5,400 円	7,800 円
	大会議室		3,390 円	4,520 円	4,520 円	9,040 円	10,170 円	14,690 円

別表備考第２号中「ロビー及び楽屋」を「ロビー、楽屋１、楽屋２及び楽屋３のいずれか」に改め、同表備考中第 10 号を第 11 号とし、同表備考第９号中「８の」を「９の」に、「次に掲げる」を「次のいずれかに該当する」に改め、同号を同表備考第 10 号とし、同表備考中第８号を第９号とし、第７号を第８号とし、第６号を第７号とし、同表備考第５号中「楽屋４（会議室）」を「リハーサル室（小）」に、「リハーサル室」を「リハーサル室（中）」に、「１階集会室」を「リハーサル室（大）」に、「２階集会室」を「大会議室」に改め、同号を同表備考第６号とし、同表備考中第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

３　楽屋４（小会議室）から楽屋９（小会議室）までを会議室として使用する場合の使用料は、それぞれ１時間につき 140 円とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の霧島市民会館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

（提案理由）

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額等の見直しを行うことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。